

「上牧町手話言語条例（案）」に対するパブリックコメントの回答

ご意見

①

手話言語条例が、上牧町においても制定されることは、ろう者の日常生活における不便や不安を解消する上で、とても重要なことだと思います。これを機会に、町民・事業者の手話への理解や協力が一層深まることを期待します。

②

私の意見ですが、手話を言語であると皆様に理解してもらうには、まだ少し時間がかかるかも知れません。しかし手話に触れる機会を増やし日常的に目にする事が増えれば、当たり前の中になっていく様に思います。

その為に、各幼稚園や保育所、小・中学校での手話に触れる時間（レクリエーションでも、授業でもいいので）をカリキュラムに入れて頂けたらいいなあと思います。手話だけでなくバリアフリーの世の中になっていく為に、色々な学習体験も必要になっていく様に思います。

また、手話養成講座の機会をもう少し増やして、平日昼だけでなく、土曜や夜間、中学校の部活などにも臨機応変に出来ればいいなあと思います。全ては無理でも何か少しずつでも取り組めたらいいですね。

また災害時に聴覚障害者だけでなく、安全に避難できる、障害者に安心して生活できる上牧町であってほしいですね。

③

第6条の施策の推進については、その内容および計画状況を公表する必要があるのでは。

昨年5月に施行されている「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」や来年4月に施行される民間事業者への合理的配慮の提供の義務化を課した「障害者差別解消法改正法」の実施状況を踏まえた何年後かの見直しを付則として入れる必要はありませんか。

また、その際には、手話のみならず、要約筆記や、点字、指文字など情報伝達手段としている難聴者、視覚障害者、盲ろう者の存在にも注目する必要があると思います。

町の回答

①

本条例の制定を機に、手話は言語であるという認識に基づき、町民や事業者の理解・協力が一層深まるよう、町の責務として周知・啓発の施策を推進していきます。

②

本条例の制定を機に、手話は言語であるという認識に基づき、手話の普及についての取組を進めます。そのためには、保育所・幼稚園・小中学校の子どもたちが手話にふれる機会を確保することは重要な取組の一つであると認識しており、関係機関と協力しつつ、その方策については十分協議を行いながら進めていきたいと考えております。また、手話養成講座についても事業実施を継続しながら、開講の時間や曜日など、様々なニーズをふまえつつ、よりたくさんの受講者を募れるよう検討していきます。

③

本条例案の第6条第3項において、「ろう者、手話通訳者その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設け、推進していく」と定めており、関係する施策においては計画・実施・評価・改善のプロセスを念頭に、定期的に話し合いの場を設けます。その内容の公表手法については、関係者の皆様と協議したいと考えています。また、本条例は、手話が言語であるとの認識に基づいた手話の普及を目指したものであり、ご指摘の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」や「障害者差別解消法改正法」の主旨・目的と関連性があることは承知しておりますが、当該法律に沿った施策については、広く上牧町の障がい者施策に通ずるものとして、上牧町障がい者計画に基づく施策及びその検証の中で見直しを進めていきます。

④

どの条文についてと言うより、町の職員のたくさんの方々が手話を取得すると良いと、サークルで話がでる。
介護施設や病院でも手話ができる職員がいてほしいと考えます。

④

町職員が窓口対応を手話で行えるようになったり、介護施設や病院などで手話通訳者が設置されることは望ましいことであると認識しておりますが、まずは町職員や事業者が手話に手話にふれる・学ぶ機会を確保するための施策について、関係者の皆様と協議したいと考えております。

⑤

町の多くの方が「手話が言語である」と認識を持ち、手話に対する正しい知識を得、手話を必要とする人と共に意思疎通が出来、手話を必要とする人が、安心して生活できるように、手話言語条例の制定を要望します。

⑤

本条例の制定を機に、手話は言語であるという認識に基づき、町民や事業者の理解・協力が一層深まり、手話を必要とする人が安心して生活できるよう、町の責務として施策を推進したいと考えます。

⑥

手話言語条例案、解説文は、良く理解できます。上牧町は手話言語を町民の方々にどの様に広報して行くのか案はあるのでしょうか？言語条例が出来ましたで、終わらせないで下さい。

⑥

手話の普及については、継続性をもった施策を進めていくことが重要であると認識しており、他市町村の取組を参考にしながら、町広報紙で手話を紹介する記事を掲載していく施策や、子どもたちが手話にふれる・学ぶ機会を提供する施策など、第6条第3項に規定する関係者との協議の場の中で、話し合いながら計画的に推進します。

⑦

条例（案）は、各分野にわたって考えられていると思いました。特に私は第6条（3）を大切にしたいです。
手話は特別なものではなく、日常生活の中で手話を使って自然に意思疎通が図れるように、手話が生活の中に浸透していくような施策を実施して行って頂きたいです。

⑦

第6条の施策の推進については、第6条第3項に規定する関係者との協議の場の中で、十分に話し合いを行いながら、「手話により意思疎通ができる環境の整備に関する施策」についても計画的に進めます。

⑧

事業者の役割について書かれた第5条で、「手話を必要とする人が利用しやすいサービスの提供」とありますが、事業者はどのようなことをすればよいかわからないと思うので、具体的な事例を示して実施しやすくなるようにしていくのが良いと思います。

⑧

事業者に対して手話に対する理解の促進を図るため、その方策については手話を必要とする当事者の方からの意見を賜りながら、検討していきます。

⑨

手話が必要な方々と意思疎通がとれるよう手話が浸透して、手話が必要な方々の生活が良くなるような政策を実施してもらえればと思います。

⑨

手話の普及が促進されるよう、第6条に規定しております施策の推進について、総合的かつ計画的に進めていきます。

⑩

手話での対応を必要とされる方々の為に、日々の生活環境をより良いものに出来るように、必要な政策を1日でも早く実施していただきたいと思えます。

⑩

手話の普及が促進されるよう、第6条に規定しております施策の推進について、総合的かつ計画的に進めていきます。

⑪

手話言語条例（案）の文頭3行目の「日本語とは異なる言語」という文章に私は違和感を感じます。他の地域の条例を読みましたが、地域により様々ですが、上牧町としての表現は、そのままでしょうか？

⑪

本条例案の前文については、上牧町聴覚障害者協会の皆様が作成にご尽力をいただいた文章を参考しており、3行目のご指摘の箇所については、「音声言語である日本語とは異なる言語」となっており、音声言語と手話言語との違いを示した表現である認識しており、そのままの表現を使用したいと考えています。

⑫

社会教育課が主催している歴史を学ぶ講座等、町が催す企画に手話通訳の方を入れていただき参加できるようにしてほしい。

⑫

手話通訳については、事前に福祉課に申込をしていただいた上で、手話通訳者の派遣を行う事業を実施しています。また、町の催す大きなイベントについては、手話通訳の設置するよう積極的に進めているところです。

⑬

第3条、第6条について、園や学校など、子どもの頃から自然に手話言語とふれあう機会を作っていって欲しい。校内に指文字の一覧表を貼る、各教科を手話で表したものを時間割表にそえる、挨拶を手話で行う…等、小さいことから広げていってはどうかと思う。子どもから親へ、親からその上の世代へ、と広がれば、いままで手話と縁のなかった人たちにも広がりやすいし、興味を持ちやすいと思う。

手話奉仕員講座について、仕事をしていると、午前中の講座は受講しにくい。もっと幅広い人たちが受講できるように、土曜や日曜の開催も検討いただきたい。

第5条について、スーパーや病院や図書館など、誰もが利用するところでは、より必要だと思う。よく使う単語や簡単な会話程度はサービス提供者が身に付け、込み入った話はすぐに筆談でできるよう、用意することが必要だと思う。

第7条について、ろうあ者が困っていても、端から見ていてもわかりづらい。妊婦がつけているような、キーホルダーで、車に使われている蝶々マークのキーホルダーか缶バッジ等をつけてもらったら、何か困りごとがあるのか、身ぶりや筆談で話しかけやすいと思う。蝶々マークは聴覚障害者だということを、運転免許のない人にも周知させる必要はありますが、せつかくあるこのマークを活用できれば良いと思う。特に被災した時、誰もが混乱しているので、身に付けていてくれば、ろうあ者だとわかり、回りも声をかけて手助けしやすいと思う。

⑬

ご指摘のとおり、園や学校など、子どもたちが手話とふれあう機会を確保していくことが、手話の普及の重要な施策であると認識しており、その内容については、関係者の皆様と十分協議しながら進めてまいります。

手話奉仕員講座（手話養成講座）については、事業実施を継続しながら、開講の時間や曜日など、幅広い人たちに受講しやすい手法を検討していきます。

第5条について、事業者への理解促進については、まずは手話を必要とする人の思いや、生活を送る上での困難さを知っていただくことから周知し、事業者の皆様が実践できる合理的配慮を啓発していきたいと考えております。

第7条について、本条例は、災害時のみならず、手話を必要とする方が、普段の生活においても思いやりとぬくもりを感じながら、安心してくらすことができる町づくりを目指すものであり、いただいたご意見については、手話を必要とする方々とも共有させていただき検討したいと考えます。